

秋の気配いよいよこく、皆様ますますご健勝のことと存じます。

朝夕は意外なほど冷え込む日がありますので、風邪などひかれませんようお身体にお気をつけてお過ごしください。

## 事務局からのお知らせ



## インフルエンザの予防接種を受けましょう

毎年秋から冬にかけては、インフルエンザの流行シーズンです。高熱や関節の痛みなどを伴い、人によっては重症化するおそれもあります。流行を防ぐためには、原因となるウイルスを体内に侵入させないことや周囲にうつさないようにすることが重要です。インフルエンザの感染を広げないために、一人一人が「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう。

**うがい、手洗い、マスク着用**などの予防を徹底することはもちろんですが、**インフルエンザワクチンを打つことで、発病の可能性を減らすことができ、また最も大きな効果として、重症化を予防することが期待できます。**

弊組合でも職員全員の感染予防と健康の確保の一環として、毎年、職員全員を対象にワクチン集団接種を行っております。

## 第1回セミナーを開催しました

10月8日（火）観音寺商工会議所にて、社会保険労務士・佐藤先生による、第1回目のセミナーを開催いたしました。

働き方改革の全体像や、時間外労働の上限規制等について、とても分かりやすく説明をしていただき、好評でした。

第2回目は10月28日（月）「アイテムえひめ」で開催いたします。セミナー費用は無料となっております。是非、ご参加をお待ちしております。



## 『時間外・休日労働・有給休暇管理見守り君』のご案内

組合員様限定で【働き方改革対応】時間外・休日労働・有給休暇管理簿等に対応したシステムをホームページから取得出来るように作成中です。

配信予定は12月初旬となっております。事前に組合員様に郵送でご案内をいたします。

# 事業部からのお知らせ

## 定期健康診断の該当者の確認をお願いします

企業は、「常時使用する労働者」を雇い入れるときは、「医師による健康診断を行わなければならない」と定められています。今回はその中でも注意点をご案内いたします。

**「常時使用する労働者」については、必ずしも正社員に限られず、一定の条件を満たしたパートやアルバイトでも該当する場合がありますので注意が必要です。**

期間を特に定めずに雇い入れた場合、あるいは半年間の期限付きで雇ったパートやアルバイトでも、契約を更新して1年以上経過していれば条件を満たすこととなります。また、正規従業員の労働時間の4分の3以上を勤務している場合は、健康診断の実施対象者になります。例としては所定労働時間が1日8時間、週40時間だとしたら、週30時間以上働くパートやアルバイトであれば「常時使用する労働者」に該当します。

## 建設分野の受け入れについて大きな変更があります

**令和2年1月1日以降に新しく申請する実習生から月給制になります。**

建設業は季節により受注額の変動があると考えられており、技能実習生の賃金は6割が日給制なので、仕事がないと手取り賃金が下がります。賃金が低くなることで、全国的に失踪に繋がることが多く、このような背景から報酬を安定的に支払うために月給制が義務化されました。

※現在入国中の実習生は特例措置で対象外になります。

その他、同日より受入体制の基準も変更されており、実習実施企業が建設業第3条の許可（建設業許可）を受けている必要があります。

また、**実習実施企業、技能実習生が建設キャリアアップシステムに登録が必要になります。**改めて各担当よりご案内させていただきますが、事前に金額の検討や許可証の確認をお願い致します。

## 研修センターだより

課外学習で栗林公園へ行ってきました！  
母国にはいない大きな鯉にビックリしていました。

